

主な修正箇所一覧（県民政策コメントを除く）

最終案ページ (ページ下部)	修正内容（修正箇所は赤字）
第3章 脆弱性評価 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	
11	事前に備えるべき目標2に以下を追加。 <b>(8) 火葬場の被災や多数の死傷者の発生に伴う、火葬処理能力の不足</b>
第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靭化の推進方針 1 推進方針	
14-15	(要配慮者対策の推進) の項目に以下を追加。 ○避難所等における災害関連死等の発生を防ぐため必要な措置を講じる市町に対して、情報提供や助言等の支援を行うとともに、必要に応じて、資機材の調達等の支援を行います。
17	(住宅・建築物の耐震対策) を(住宅・建築物の耐震対策等)に修正し、以下を追加。 ○地震時における電気火災を防止する感震ブレーカーや、住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースを確保する耐震シェルター等の普及を推進します。
19	【保健医療福祉】に以下を追加。 <b>(円滑な広域火葬の実施)</b> ○市町本部から応援要請があったとき、また応援が必要と認めたときは、市町、応援主管府県、国、その他関係機関に対し応援を要請します。 ○被災地における火葬者数等を把握し、円滑な火葬ができるように火葬計画の調整を行います。
別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	
39	事前に備えるべき目標2に以下を追加。 <b>(8) 火葬場の被災や多数の死傷者の発生に伴う、火葬処理能力の不足</b> ○災害等により火葬処理に著しい支障を生じた場合や、多数の死傷者が発生して遺体の迅速な火葬処理が困難になった場合にあっても、可能な限り死者への尊厳と遺族への配慮を失すことにつながるよう広域火葬を実施する必要があります。 ○広域火葬を円滑に実施できるよう、平時から県内および近隣府県内の火葬場の情報や広域火葬に関する連絡担当部局の情報を把握する必要があります。 ○災害時に資機材等を確保するため、平時から火葬に必要な資機材や遺体搬送の応援にかかる協定を関係事業者と締結する必要があります。

別紙2 個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧

52	【住宅・都市】に以下を追加。		
	重要業績指標	現況	目標
	感震ブレーカー補助金申請件数	令和5年度 29件	毎年 330件